

令和8年度 加古川水系直轄管理事業
大沢第1配水槽進入路整備工事

特別仕様書

近畿農政局

淀川水系土地改良調査管理事務所
加古川水系広域農業水利施設総合管理所

項目	内容	備考
第1章 総則	令和8年度 加古川水系直轄管理事業 大沢第1配水槽進入路整備工事の施工に当たっては、この特別仕様書によるものとする。	
第2章 工事内容		
1. 目的	本工事は、加古川水系直轄管理事業において大沢第1配水槽進入路の整備を行うものである。	
2. 工事場所	兵庫県三木市吉川町毘沙門地内	
3. 工事概要	本工事の概要は次のとおりである。 1) 舗装撤去工 1式 2) 土工 1式 3) 舗装工 1式 4) 付帯工 1式	
4. 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。	
第3章 施工条件		
1. 工事期間中の休業日	現場作業の工事期間には雨天、休日等19日を見込んでいる。 なお、休日等は土曜日、日曜日、祝日である。	
5. 施工しない日	原則、土曜日及び日曜日、大型連休（9月19日～23日）。 なお、気象条件等により上記の工事を施工しない日においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。	
6. 施工しない時間帯	原則、平日の午後6時から午前8時まで。 なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない時間帯においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。	
第4章 現場条件		
1. 土質	本工事施工場所の土質は砂質土を想定している。	
2. 関連工事	受注者は、次に示す隣接工事及び関連業務の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。 1) ダム等基幹農業水利施設管理業務 (令和8年4月1日～令和10年3月31日) 2) 吞吐ダム他水管理設備点検整備業務 (令和6年4月1日～令和9年3月31日)	
3. 搬入路	現場への搬入路は2t車の進入が可能である。	
4. 第三者に対する措置		
(1) 騒音及び振動対策	騒音、振動等の対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。	

項目	内容	備考															
(2) 保安対策	1) 本工事における交通誘導警備員は計上していないが、現地交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。 2) 既設の構造物や関連設備及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。																
(3) 交通対策	本工事施工箇所への工事用車両は、南側方向の道路から進入するものとし、北側（高速道路側）方向の道路から進入してはならない。 なお、詳細については、別途監督職員から指示するものとする。																
(4) 防塵対策	防塵対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。																
第5章 工事用地等	発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下、「工事用地等」という。）は、図面に示す施工範囲内である。																
第6章 工事用電力	本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。																
第7章 工事用材料																	
1. 規格及び品質	本工事で使用する主要材料の規格及び品質は次のとおりである。これによりがたい場合は、同等あるいは同等以上の材料を使用するものとし、監督職員に承諾を得るものとする。 1) 石材及び骨材 再生クラッシュラン RC-40 2) 舗装材 アスファルト乳剤 PK-3 JIS K 2208 アスファルト混合物 再生密粒度アスコン (13)																
2. 見本又は資料提出	次に示す工事材料は、使用前に試験成績書等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。 <table><tr><td>材 料 名</td><td>提 出 物</td></tr><tr><td>石材</td><td>試験成績書、粒度分布表</td></tr><tr><td>再生アスファルト</td><td>試験成績書</td></tr></table>	材 料 名	提 出 物	石材	試験成績書、粒度分布表	再生アスファルト	試験成績書										
材 料 名	提 出 物																
石材	試験成績書、粒度分布表																
再生アスファルト	試験成績書																
第8章 施工																	
1. 一般事項	工事施工に先立ち工事区域の状況を確認し、施工に伴う被害等が起きないように作業計画書を作成、提出しなければならない。																
(1) 検測又は確認（施工段階確認）	1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。 2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。 <table><tr><td>工種</td><td>確認内容</td><td>確認時期</td><td>遠隔確認対象</td><td>備 考</td></tr><tr><td>路盤工</td><td>幅、厚さ</td><td>初期施工段階で1箇所以降構造変更毎に1箇所</td><td></td><td></td></tr><tr><td>舗装工</td><td>幅、厚さ</td><td>初期施工段階で1箇所</td><td></td><td></td></tr></table>	工種	確認内容	確認時期	遠隔確認対象	備 考	路盤工	幅、厚さ	初期施工段階で1箇所以降構造変更毎に1箇所			舗装工	幅、厚さ	初期施工段階で1箇所			
工種	確認内容	確認時期	遠隔確認対象	備 考													
路盤工	幅、厚さ	初期施工段階で1箇所以降構造変更毎に1箇所															
舗装工	幅、厚さ	初期施工段階で1箇所															

項目	内容	備考																						
	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td>以降構造変更毎に1箇所</td><td></td><td></td></tr> </table>			以降構造変更毎に1箇所																				
		以降構造変更毎に1箇所																						
(2) 舗装切断に伴う排水等の処理	舗装切断作業に伴い発生する排水又は切削粉は、直接、現場外に排出することがないよう回収し、産業廃棄物として適正に処理するものとする。																							
2. 再生資源等の利用	1) 再生資材の利用 受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。 <table border="1"> <tr> <th>資 材 名</th><th>規 格</th><th>備 考</th></tr> <tr> <td>再生加熱アスファルト混合物</td><td>再生密粒度アスコン(13)</td><td>舗装材</td></tr> <tr> <td>再生クラッシャーレン</td><td>RC-40</td><td>路盤材</td></tr> </table> なお、舗装材に使用する場合等には「舗装再生便覧」((公社)日本道路協会発行)等を遵守する。 2) 建設資材廃棄物等の現場内利用 受注者は、本工事の施工に伴い発生するその他の建設資材廃棄物等も、その利用方法等について監督職員と協議しなければならない。 なお、分別の徹底及び、適切な保管を行うものとする。	資 材 名	規 格	備 考	再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン(13)	舗装材	再生クラッシャーレン	RC-40	路盤材														
資 材 名	規 格	備 考																						
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン(13)	舗装材																						
再生クラッシャーレン	RC-40	路盤材																						
3. 建設資材廃棄物等の搬出	1) 建設資材廃棄物等の搬出 本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 <table border="1"> <tr> <th>建設資材廃棄物</th><th>処理施設名</th><th>住所</th><th>受入時間</th><th>事業区分</th></tr> <tr> <td>アスファルト殻</td><td>(有)アールシー吉川</td><td>兵庫県三木市吉川町福吉字馬堀354</td><td>8時～17時</td><td>再資源化施設業者</td></tr> </table>	建設資材廃棄物	処理施設名	住所	受入時間	事業区分	アスファルト殻	(有)アールシー吉川	兵庫県三木市吉川町福吉字馬堀354	8時～17時	再資源化施設業者													
建設資材廃棄物	処理施設名	住所	受入時間	事業区分																				
アスファルト殻	(有)アールシー吉川	兵庫県三木市吉川町福吉字馬堀354	8時～17時	再資源化施設業者																				
4. 特定建設資材の分別解体等	本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。 <table border="1"> <tr> <th>工 程</th><th>作 業 内 容</th><th>分別解体等の方法</th></tr> <tr> <td rowspan="6">工程ごとの作業内容及び解体方法</td><td>①仮設</td><td>仮設工事 ☐有 ☒無</td><td>☐手作業 ☐手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>②土工</td><td>土工事 ☒有 ☐無</td><td>☐手作業 ☒手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>③基礎</td><td>基礎工事 ☐有 ☒無</td><td>☐手作業 ☐手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>④本体構造</td><td>本体構造の工事 ☒有 ☐無</td><td>☐手作業 ☒手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>⑤本体付属品</td><td>本体付属品の工事 ☐有 ☒無</td><td>☐手作業 ☐手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>⑥その他 ()</td><td>その他の工事 ☐有 ☒無</td><td>☐手作業 ☐手作業・機械作業の併用</td></tr> </table>	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法	工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	②土工	土工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	⑥その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法																						
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用																					
	②土工	土工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用																					
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用																					
	④本体構造	本体構造の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用																					
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用																					
	⑥その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用																					
5. 土工 (1) 路床部	路床盛土は、一層の仕上り厚が20cm以下となるよう均一にまき出し、施工条件に合った小型の締固め機械で十分に締固めを行わなければならない。																							

項目	内容	備考
(2) 路肩盛土等	路肩・歩道部分等及び構造物隣接箇所等の盛土は、一層の仕上り厚が30cm以下となるよう均一にまき出し、施工条件に合った小型の締固め機械で十分に締固めを行わなければならない。	
6. 舗装工		
(1) 路盤工	路盤工で使用する再生碎石(RC-40)は、施工条件に合った転圧機械により締固めなければならない。また、不純物(ガラス片、金属片、鋭利なプラスチック片、陶磁器片等)をなるべく含まない材料を使用するものとし、施工後、路面上に不純物が確認された場合は除去するものとする。	
(2) 舗装工	1) アスファルト舗装工 ① マーシャル試験の試験法は、舗装の構造に関する技術基準同解説によるものとする。 表層工の施工に当たっては、プライムコート(アスファルト乳剤PK-3) 126リットル/100m²以上を路盤面に均一に散布し表層との密着をはからなければならない。 ② 表層工は、施工条件に合った敷均し機械により、再生加熱アスファルト混合物を敷均し、施工条件に合った機種で締固めをしなければならない。表層工は、施工条件に合った敷均し機械により、再生加熱アスファルト混合物を敷均し、施工条件に合った機種で締固めをしなければならない。	
7. 法面保護工		
(1) 芝付工	芝付工は、図面に示す幅において、適切な間隔で法面に密着するよう目串を打ち込むものとし、路肩部は10cm程度巻き込んで施工するものとする。 また、降雨時の表面水を減速させるため、藁は横に並ぶよう施工するものとする。	
8. 既設構造物に対する措置	本工事の施工においては、既設構造物等に損傷を与えないよう十分注意すること。なお、万一既設構造物に損傷を与えた場合は速やかに監督職員に報告のうえ、受注者の責により原型復旧すること。	
第9章 施工管理		
1. 工事写真における黑板情報の電子化について	黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黑板情報の電子化を行うことができる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。	
(1) 使用する機器・ソフトウェア	受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「 https://www.cryptrec.go.jp/list.html 」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。	
(2) 機器等の導入	1) 黑板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。	

項目	内容	備考
(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い	2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 1) 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。	
(4) 写真の納品	受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。	
(5) 費用	機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。	
第10章 条件変更の補足説明	本工事の施工にあたり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。 1) 契約図書に示す数量に変更があった場合 2) 不可抗力によるもの 3) 関係機関との協議による変更 4) その他監督職員が認めた事項	
第11章 その他		
1. 工事完成図書	本仕様書で定める提出書類及び工事写真について、以下により提出するものとする。なお、写真についてはオリジナルファイルも含めるものとする。 ・工事完成図書の電子媒体(CD-R、DVD-R) 正副2部	
2. 現場環境改善	本工事は、現場環境改善の対象外である。	
第12章 定めなき事項	この仕様書に定めない事項又は、この工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	

令和 8 年度

加古川水系広域農業水利施設総合管理事業
大沢第 1 配水槽進入路整備工事

工 事 数 量 表
【当初】

工 事 数 量 表

[illegible]